

学生・教職員の海外渡航に係る危機管理マニュアル

地域教育文化学部総務委員会

平成25年3月

(一部修正) 平成28年9月

目 次

I. 国際交流に係る危機管理の必要性	1
II. 地域教育文化学部の学生・教職員の海外渡航にあたって	
II-1. 渡航前に必要な対応	1
II-2. 渡航学生・教職員が行うべき危機管理	2
II-3. 危機発生時の対応	3
II-4. 渡航の中止, 延期, 途中帰国の判断基準	4
III. 地域教育文化学部の外国人留学生などの受入にあたって	
III-1. 受入れ時の対応	5
III-2. 外国人留学生などが自ら行うべき危機管理	6
III-3. 平常時の対応	6
III-4. 危機発生時の対応	6.7
◇地域教育文化学部の緊急連絡先	8
◇海外渡航時の渡航先の安全確認のためのリンク集	8.9

I. 国際交流に係る危機管理の必要性

1. 国際交流の進展とともに海外留学、語学研修、海外出張など、学生・教職員の渡航の機会がより一層増加する。

2. 外国人留学生、外国人研究者などの受け入れも、今後ますます増加する。

【危機管理対応が必要となる場合】

- ① 学生・教職員が留学・出張などで海外へ渡航する場合。
- ② 学生・教職員が海外へ渡航中に危機が発生した場合。
- ③ 海外への留学・出張などの中止や延期、途中帰国などの判断をする場合。
- ④ 渡航学生・教職員が危機回避及び危機発生時に安全を確保する場合。
- ⑤ 本学が受け入れた外国人留学生などの危機回避及び危機発生の場合。

国際交流に係る【危機の発生を未然に防止】及び【危機発生時に迅速かつ的確に対応】

◎危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制を構築する。

II. 地域教育文化学部の学生・教職員の海外渡航にあたって

II-1. 渡航前に必要な対応

1. 渡航前オリエンテーションの実施

2. 協定大学等と【危機発生時の対応】についての確認・要請

渡航先の状況把握

- ・渡航先の国際情勢の動向把握（テロ、天変地異、感染症など）
- ・危険度・危機情報に基づいた指導・助言
- ・外務省発行の情報の収集と注意喚起

必要な保険の確認

- ・「海外旅行傷害保険」「留学保険」の資料配布と加入の勧奨※カード付帯の保険は制限の可能性あり
- ・渡航先（留学先）の共済制度、保険制度についての調査、説明

在留届の提出


- ・3ヶ月以上滞在する場合は、在留届の提出を指導
- ・治安情勢が不安定な国や地域の場合、3ヶ月未満でもできる限り届け出るよう指導
- ・3ヶ月未満の渡航の際は、「外務省海外旅行登録システム（たびレジ）」の登録を指導

健康診断、予防接種


- ・健康診断を受け疾病、傷害の管理を行うよう指導
- ・治療中の者には医師と相談するよう指導
- ・渡航先の医療機関の確認について指導

II-2. 渡航学生・教職員が行うべき危機管理


1. 【渡航前】に行う事項

学部長が渡航者に指導・助言 	(1) 留学・出張などに伴う危機発生に対する心構えと準備すべき事項 ①危機発生の可能性があることを十分認識 ②危機発生時の対応についてのシミュレーション ③健康状態のチェック
	(2) 渡航前の手続や行うべき事項 ①学生は「海外渡航・留学届」を提出 ②危機管理に関する説明会，オリエンテーションに参加
	(3) 保険への加入と確認すべき事項 ①留学・出張中の危機に備える保険に加入 ②旅行会社，航空会社の危機発生時の補償を確認
	(4) 国際情勢，渡航先の安全性についての情報収集の必要性 ①国際情勢の変化や動向についての把握 ②現地の安全情報の把握 外務省海外旅行登録システム（たびレジ）に登録 ③感染症情報の把握と予防接種 ④渡航先の政治・文化，日本との関係や対日イメージなどの理解
	(5) 留学・出張先大学などの危機管理体制などについての情報収集 ①危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況の把握 ②保険の種類や内容の把握

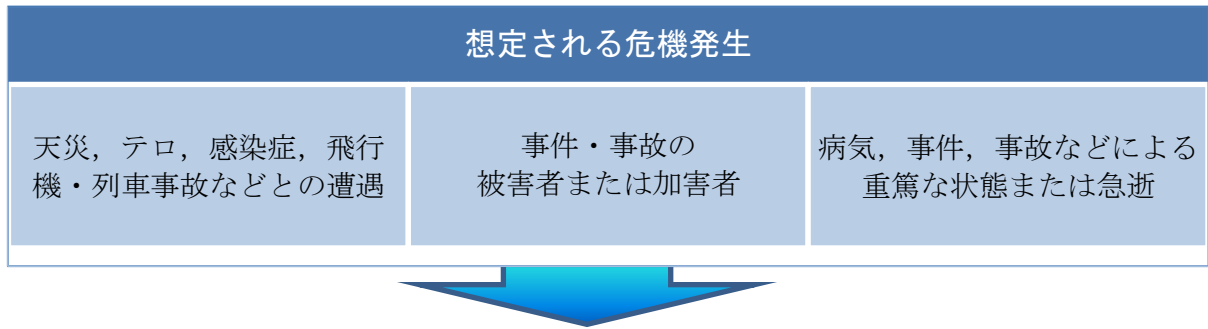
2. 【渡航中】に行う事項

学部長が渡航者に指導・助言 	(1) 在外公館への在留届提出と危機情報の把握 ①災害やテロなどの緊急時の安否確認，退避の連絡・保護が在外公館から受けられるよう「在留届」を提出 ②在外公館のホームページなどで，定期的に留学先の危険情報について把握
	(2) 留学・出張先などでの危機管理体制の把握と山形大学への連絡 ①オリエンテーションへ必ず参加し，留学・出張先での危機管理に関して情報収集 ②留学・出張先などでの緊急時の対応体制と連絡システムを把握 ③把握した緊急時の対応体制を山形大学に連絡
	(3) 自己の危機管理 ①外出の際は緊急連絡先を記したメモを必ず携行 ②緊急時の家族への連絡体制を確認 ③緊急時の山形大学への連絡体制を確認 ④渡航中は自動車などの運転はしないことが望ましい

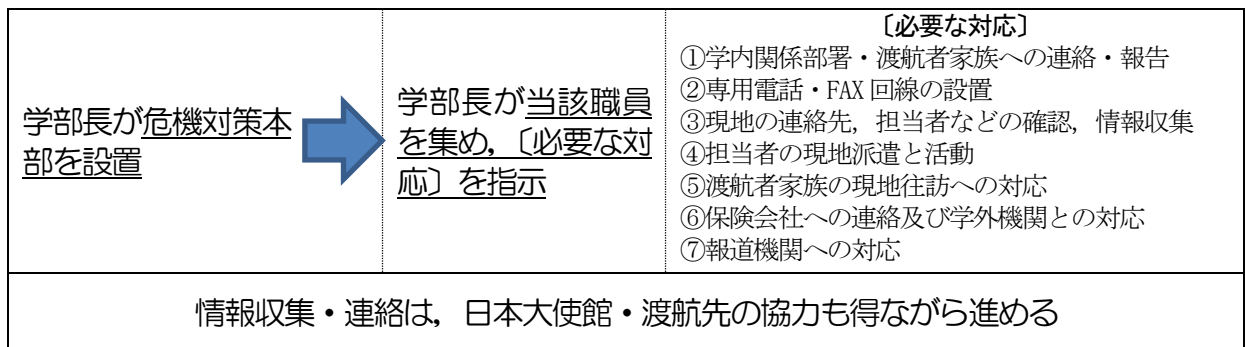
3. 【危機に遭遇した場合】に行う事項

学部長が渡航者に指示 	①留学・出張先などの緊急連絡先に連絡し，その指示に従って行動 ②山形大学に連絡・相談 ③自ら連絡できない場合は，留学・出張先や在外公館などの関係者に山形大学への連絡を依頼 ④在外公館の連絡・指示に従って行動 ⑤家族に連絡 ⑥保険会社に連絡
--	--

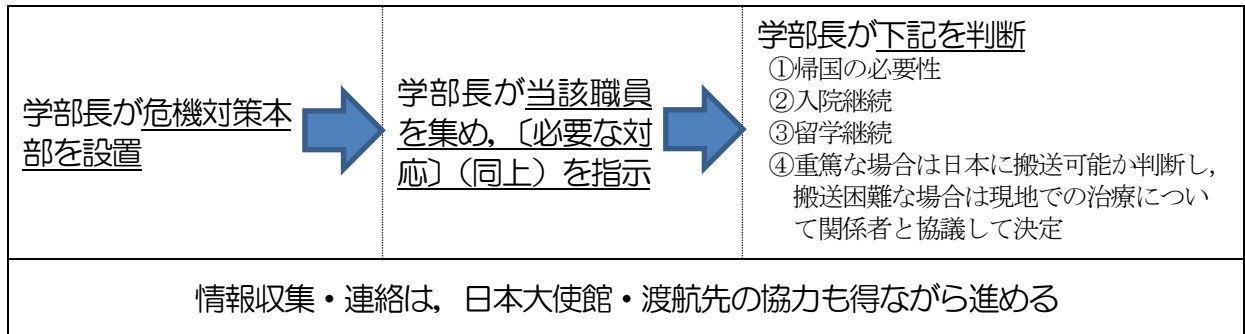
II-3. 危機発生時の対応



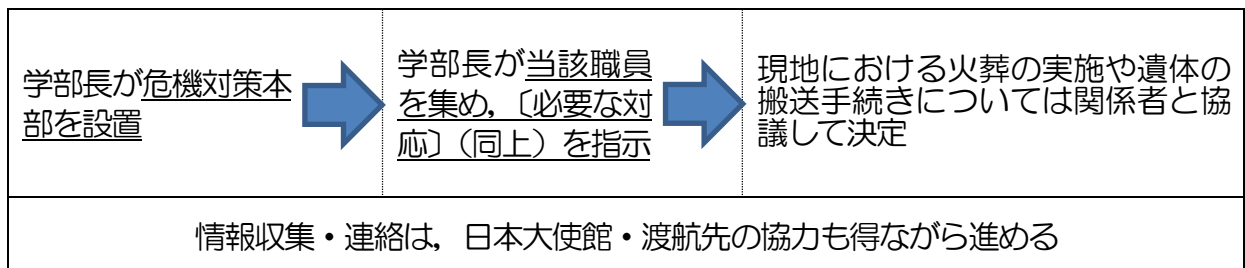
1. 天災，事件・事故に遭い【生死不明】の場合



2. 病気，天災，事件・事故に遭ったが【事件・事故などが解決】し，【本人が生存】している場合




3. 病気，天災，事件・事故に遭い【本人が死亡】した場合



II-4. 渡航の中止, 延期, 途中帰国の判断基準

1. 【渡航先（国）の社会情勢等】による場合


<p>学部長が外務省の「<u>特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報</u>」及び「<u>4段階の危険情報</u>」および「<u>感染症危険情報</u>」を確認</p>		<p>学部長が<u>留学・出張などの中止, 延期, 途中帰国を判断, 指示</u></p>
<p>※「<u>感染症危険情報</u>」については、レベルの如何を問わず、現地の状況によっては、直ちに渡航を中止し、渡航中の者は直ちに帰国するよう指示する場合がある。 ⇒8 ページ以降参照</p>		

【4段階の危険情報】との対応
 レベル1：「十分注意してください。」
 ⇒渡航を実施又は継続するが注意を払うよう指示
 レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」
 ⇒渡航の延期又は中止を基本方針とし、渡航中の者にいつでも帰国ができる準備をするよう指示
 レベル3：「渡航は止めてください。」（渡航中止勧告）
 ⇒渡航を中止し、渡航中の者は直ちに帰国するよう指示
 レベル4：「退避してください。渡航はやめてください。」（退避勧告）
 ⇒渡航を中止し、渡航中の者には直ちに帰国するよう指示

2. 【渡航先大学などの事情】による場合

<p>学部長が<u>留学・出張などの中止, 延期, 途中帰国を判断, 指示</u></p>	<p>①渡航先大学における自然災害や大学の倒産などの場合 ②治安が悪化した場合 ③教育研究政策・事業の激変の場合</p>
---	--

3. 【個人的事情】による場合

<p>学部長が<u>原則として途中帰国を判断, 指示</u></p>	
------------------------------------	---

1) 原則途中帰国
 ①学力などの不足
 ②退学処分
 ③病気・怪我
 ⇒1ヶ月以上の入院治療が必要になった場合は原則帰国
 ⇒自宅療養が必要になった場合は途中帰国が望ましい
 ⇒精神的疾患は帰国が望ましい

2) その他
 ①その他の個人的事情の場合は、個人の意思を基に判断する

4. 【犯罪（被害, 加害）】による場合

<p>学部長が<u>教職員を派遣し, 警察, 渡航先, 渡航者から情報を収集し</u> <u>たうてで対応</u></p>	<p>①刑法に触れる罪を犯す, 又はテロの加害者もしくは被疑者となった場合 ②薬物などの依存症に罹患した場合 ③民事上の犯罪による加害者又は被疑者となった場合</p>
---	---

Ⅲ. 地域教育文化学部の外国人留学生などの受入にあたって

Ⅲ-1. 受入れ時の対応

1. オリエンテーション時の説明

<p>学部長は、<u>受入れオリエンテーション時に注意事項及び準備すべき事項を説明</u></p>	<p>①身上記録（住所、電話番号、e-mail など記載）を学部へ提出 ②ビザの更新などの申告、学会参加、一時帰国、私事旅行など国外へ出る場合は、大学に届け出 ③定期健康診断受診や保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険など）への加入 ④危機発生時の連絡窓口（夜間・休日の連絡窓口を含む）を把握し、危機発生時には必ず連絡 ⑤【想定される危機と対応】について確認</p>
<p>【想定される危機と対策】</p> <p>1) 自然災害と対策→自然災害とその対策に関し、説明する。</p> <p>①地震対策 ア. 地震が発生したら慌てず、クッションなどで頭を保護し地震がおさまるのを待つこと。 イ. 地震がおさまったら、ガス器具、電気器具などの元栓を閉じてから、避難すること。 ウ. 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などをチェックし、家具の転倒防止などの対策をしておくこと。 エ. 津波の恐ろしさを知ること。</p> <p>②台風・水害対策 ア. 台風や大雨の際には、川や海には近づかない。また、むやみに出歩かないこと。 イ. 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などを確認しておくこと。 ウ. 台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象情報を確認し、注意を払うこと。</p> <p>2) 犯罪対策→犯罪とその対策に関し、説明する。</p> <p>①我が国の法律は遵守する。特に、麻薬・ドラッグには、手を出さないこと。 ②警察（110）、救急（119）への連絡と、大学担当者への連絡（連絡窓口の周知徹底）を忘れないこと。 ③被害に遭ったとき、警察、病院などでの対応で通訳が必要とされる場合があるので、大学担当者連絡先を周知すること。 ④アルバイトに際しては、出入国管理及び難民認定法（入管法）に関連して、居住地を管轄する入国管理局への「資格外活動許可」手続きが必要である等、不法就労活動の禁止について説明する。</p> <p>3) 交通事故及び火災事故対策→交通事故及び火災事故とその対策に関し、説明する。</p> <p>①自動車やバイクに乗る場合の自己責任の重さを認識させること。 ②自動車やバイクに乗る場合は、必ず任意保険への加入を勧めること。 ③警察（110）、救急（119）への連絡と、大学担当者への連絡（連絡窓口の周知徹底）を忘れないこと。 ④事故にあって、通訳が必要とされる場合があるので、大学担当者連絡先を周知すること。 ⑤火災事故の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合補償」などの火災保険への加入を勧めること。 ⑥火災発生に備えて、宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口などは入居時に必ず確認すること。 ⑦宿舍に備え付けてある消火器の扱い方について必ず確認すること。</p> <p>4) 健康・衛生対策→健康・衛生とその対策に関し、説明する。</p> <p>①定期健康診断を必ず受診すること。 ②長期の病休となる場合の連絡窓口、相談窓口を周知すること。 ③国民健康保険未加入による問題点や保険が効かない事態があること。 ④入学時、来学時の既往症をチェックし、日頃から自身の健康状態を把握しておくこと。 ⑤重篤な病気や難病指定を受けた場合などは、留学・研究などの継続が困難となるので、母国へ帰国させる可能性もあること。 ⑥死亡又は重篤な病気に罹ったり怪我をした場合は、家族を呼び寄せるための費用、遺体移送費用、火葬費用などを要する事態も想定されることから「留学生救済者費用保険（遺体移送費用や火葬費用などが補償される）」への加入を勧めること。</p> <p>5) 異文化対応→異文化への対応に関し、説明する。</p> <p>①生活習慣、宗教などに関する問題発生時の相談窓口を周知すること。 ②カウンセリング、精神面におけるケア・サポート体制を周知すること。</p> <p>6) その他→人間関係、キャンパス・ハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題などが発生した場合についての対応体制を説明する。</p>	

Ⅲ-2. 外国人留学生などが自ら行うべき危機管理

<p>学部長は、外国人留学生に自ら行うべき危機管理事項を説明する</p>	<p>(1) 来日後の対応 ①住居、食事など生活上で支障がないよう確認しておくことを説明する。 ②最寄りの医療機関などを確認しておくことを説明する。 ③事故・災害に巻き込まれないよう情報の収集に努めることを説明する。</p> <p>(2) 一時帰国の対応 外国人留学生などが一時帰国する場合の自らの危機管理対応（特にテロ、内乱、感染症発生時など）については、「Ⅱ-2 渡航学生・教職員が行うべき危機管理」に準ずることを説明する。</p>
--------------------------------------	--

Ⅲ-3. 平常時の対応


<p>学部長は、右の事項について十分な安全管理を行う</p>	<p>①外国人留学生など身上記録の変更、在留期間の更新などの管理。 ②ビザの更新などの把握、学会参加、一時帰国、私事旅行などで国外に出る場合の届け出管理。 ③定期健康診断の受診管理。 ④保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険など）への加入状況の把握。 ⑤最悪の事態を想定して、初動対応（遺体確認と家族への連絡、遺族の来日、経済的な問題、パスポート・ビザ、遺体安置と葬儀）についてのシミュレーション実施。 ⑥病氣入院し危険な手術・難病であった場合など、最悪の事態を想定した対応策のシミュレーション実施。 ア. 対策チームの編成をどうするか。 イ. 手術までの対応（病状説明（言葉の問題）、親の呼び寄せ、親の同意、入院時の保証人確保）をどうするか。 ウ. 手術後、退院後の介護サポート体制（本人の要望の把握と対応）をどうするか。 エ. 経済的な問題（医療費、保険加入状況、本人の在学身分と休学日、退院後の生活費、保険の加入）をどうするか。 ⑦大学内外での生活上で困っていないかの確認。 ⑧在日大使館の連絡先の確認。</p>
--------------------------------	---

Ⅲ-4. 危機発生時の対応

1. 基本姿勢

<p>学部長は、危機発生時、冷静に対応することが重要になる</p>	<p>①安否確認を含めた状況確認。 ②安全確保及び損害拡大防止。 ③関係部署・機関への速やかな報告。</p>
<p>危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関などの協力を求めて行う</p>	

2. 危機への対応方法

<p>学部長は、<u>右の危機について対応する</u></p>		<p>(1) 事故</p> <p>①外国人留学生などが学内、学外の事故（犯罪に巻き込まれた場合や実験中の事故も含む）などにより負傷した場合、担当者は安否確認及び被害状況を確認のうえ、関係部署に速やかに報告する。この際正確な情報の確認を行う。医療機関での治療などが必要な場合は、関係部署に連絡のうえ速やかに治療を受けるよう指示する。</p> <p>②実験・実習中の事故などの場合は、担当教員が被害者の安全確保、損害拡大防止、消防署などへの連絡を行った後、担当者に速やかに連絡する。</p> <p>③外国人留学生などの状況によっては、海外の派遣元に報告する。</p> <p>ア. 重体、危篤などの状態にある場合は、派遣元関係者や家族の国内受入を想定し、その対応（交通手段、宿泊先の確保などのサポート）を協議する。</p> <p>イ. 万一死亡した場合は、危機対策本部で派遣元及び家族に報告し、受入手続き、遺体の処理、搬送手続きについて協議する。</p> <p>④在日大使館などへの事故報告、マスコミ対応は、必要に応じて事務局総務部に依頼する。</p> <p>(2) 犯罪など</p> <p>①外国人留学生などが、麻薬所持、傷害事件、交通事故などの犯罪行為をした場合は、警察、消防、医療機関などから情報収集を行うとともに、学内関係部署に速やかに報告する。</p> <p>②犯罪行為をした外国人留学生などについて関係部署と協議し、派遣元に事実関係を報告する。</p> <p>③学外への報告とマスコミ対応は、必要に応じて事務局総務部に依頼する。</p> <p>④被害者がいる場合は、関係部署と協議し、部局長が速やかに被害者及びその家族への見舞いを行う。</p> <p>⑤状況によっては、派遣元及び家族の国内受入れを想定し、関係部署と対応（交通手段、宿泊先の確保などのサポート）について協議する。</p> <p>(3) 感染症の拡大</p> <p>①新型インフルエンザなどの感染症の発生あるいは拡大の懸念がある場合は、文部科学省、地方自治体、学内関係部署からの指示に従い、外国人留学生などに対して、必要な対応及び当面の状況などについてお知らせする。その際、英語によるなど周知する言語に留意する。</p> <p>(4) 自然災害</p> <p>①重大な地震が発生した場合は、速やかに外国人留学生などの安否や被災状況を確認し、学内関係部署に報告する。</p> <p>②必要に応じ、派遣元及び在日大使館に報告する。</p> <p>③大型台風、大雪などによる交通機関、インフラなどへの影響が心配される場合は、外国人留学生などに対して、自宅待機などの指示を行い、トラブルに巻き込まれるのを未然に防止する。</p>
---------------------------------	---	---

【地域教育文化学部の緊急連絡先】

総務係危機管理対応	023-628-4304	kyosoumu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
海外から日本の固定電話に発信する場合には、日本の国番号 81 を先頭につけて、市外局番の 0 を外して電話。 海外から日本の携帯電話への発信も携帯電話の先頭の 0 を外した番号に電話。		
海外から日本にかける場合 □総務係危機管理対応へのかけ方 ○○○○-×××- 81 +23-628-4304 □家族、指導教員の携帯電話・PHS 宛にかける場合 ○○○○-×××- 81 +先頭の 0 を外した携帯電話番号 例：090-1234-5678 宛⇒○○○○-×××- 81 -90-1234-5678 ※「○○○○」はホテル等で指定の国際電話サービスの番号 ※「×××」は国際プレフィックス(アメリカ・カナダ 011, EU 諸国 00, オーストラリア 0011 等の番号)		日本から渡航先にかける場合 □NTT 0033+010+相手先の国番号+相手先の市外局番+相手先の電話番号 国番号：アメリカ 1, 中国 86, 台湾 886, ドイツ 49, フランス 33, イギリス 44 □KDDI オペレータ通話 0051⇒オペレータに「先方の電話番号」と「話したい相手の名前」を告げる

【海外渡航時の渡航先の安全確認のためのリンク集】

分類	リンク先
< 1 > 基本的な指針となるもの (外務省の情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省のホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/) ・外務省「海外安全ホームページ」 (http://www.anzen.mofa.go.jp/) ・外務省「海外安全ホームページ 医療・健康関連情報」 (http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html) ・外務省「世界の医療事情 (在外公館医務官情報)」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/) ・外務省 海外へ渡航される皆様へ (たびレジ・在留届電子届出システム) (http://www.ezairyu.mofa.go.jp/)
< 2 > その他参考になるもの ① 厚生労働省の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) ・厚生労働省検疫所ホームページ(For Traveller's Health (FORTH)) (http://www.forth.go.jp/) ・厚生労働省検疫所所在地一覧 (http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html)

<p>②その他関係機関による情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 労働者健康安全機構 (http://www.johas.go.jp/) • 国際協力機構 (JICA) (http://www.jica.go.jp/) • 国立感染症研究所 (NIID) (http://www.nih.go.jp/niid/index.html) • 感染症疫学センター (IDSC) (http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html) • 海外留学生安全対策協議会 (JCSOS) (http://www.jcsos.org/index.cgi)
----------------------	---